



2021年5月14日

各 位

会 社 名 株式会社レオパレス21  
代 表 者 名 代表取締役社長 宮尾 文也  
(コード番号 8848 東証第一部)  
問 合 せ 先 執行役員 経営企画部長 竹倉 慎二  
(TEL 050-2016-2907 )

## 定款の一部変更に関するお知らせ

本日開催の当社取締役会により、「定款一部変更の件」を2021年6月29日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

昨年の資本政策により潜在株式を含めた発行済株式総数は489,138,215株となっております。将来の機動的な資金調達を可能にする為に、現行定款第6条（発行可能株式総数）について、発行可能株式総数を現行の50,000万株から増加し、75,000万株に変更いたしたく存じます。

社外取締役でない非業務執行取締役および社外監査役でない監査役についても、職務の遂行に当たりその能力を発揮し期待される役割を果しえるための一助および有能な人材確保の一助とするために、現行定款第28条（社外取締役の責任限定契約）を改定し業務執行を行わない取締役も対象とすること、現行定款第38条（社外監査役の責任限定契約）を改定し、全監査役を対象とすることに變更いたしたく存じます。

補欠監査役選任決議の有効期間は、原則決議後最初に開催する定時株主総会の終結の時まで（則ち1年間）とされておりますが、選任決議の煩雑性を回避するため、定款に補欠監査役に関する規定を新設し、選任決議の有効期間を当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで（則ち4年間）とする規定を新設いたしたく存じます。

また、定款35条の記載（監査役会規程）の字句に誤りがあるため、監査役会規程を監査役会規則に修正いたしたく存じます。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙の通りであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2021年6月29日

定款変更の効力発生日 2021年6月29日

以上

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第5条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>50,000万株</u>とする。</p> <p>第7条～第27条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(<u>社外取締役</u>の責任限定契約)</p> <p>第28条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間で会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第29条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第30条 当社の監査役は株主総会において選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>第31条～第34条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(監査役会<u>規程</u>)</p> <p>第35条 監査役会に関しては、法令または定款に定めるもののほか監査役会において定める<u>監査役会規程</u>による。</p> <p>第36条～第37条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(<u>社外監査役</u>の責任限定契約)</p> <p>第38条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間で会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第39条～第42条 &lt;条文省略&gt;</p>	<p>第1条～第5条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>75,000万株</u>とする。</p> <p>第7条～第27条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(<u>取締役</u>の責任限定契約)</p> <p>第28条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役</u>(<u>但し業務執行取締役を除く</u>)との間で会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第29条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第30条 当社の監査役は株主総会において選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3 <u>当社は会社法第329条第3項の規定に基づき、法令で定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、補欠監査役を選任することができる。</u> 4 <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>第31条～第34条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(監査役会<u>規則</u>)</p> <p>第35条 監査役会に関しては、法令または定款に定めるもののほか監査役会において定める<u>監査役会規則</u>による。</p> <p>第36条～第37条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(<u>監査役</u>の責任限定契約)</p> <p>第38条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間で会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第39条～第42条 &lt;現行どおり&gt;</p>